

平成24年度

大歳地区 自治会長さんのしおり



大歳地区“地域づくり計画”スローガン

「みんなで作ろう、明るく住みよいおおとしを」

目次

はじめに	P 1
1 大歳自治振興会について	P 2
自治振興会における自治会長さんの任務について	P 4
自治会長さんの役割について	P 5
①市報等の配布、②自主防災、③ゴミ問題、④清掃活動、 ⑤陳情、⑥募金、⑦補助金・助成金の申請	
2 大歳地区社会福祉協議会について	P 7
自治会長さんの役割について	P 7
①香代、②敬老祝賀会、③募金	
3 山口市環境を守る会について	P 8
4 事務局について	P 8
5 自治会等自治振興交付金	P 9
6 各種補助金・助成金等の交付について	P 10
(1) LED灯の防犯灯の設置・取替・修繕	P 10
(2) 蛍光灯の防犯灯の設置・取替	P 11
(3) 防犯灯の電灯料補助	P 11
(4) 自主防災組織の育成	P 12
(5) 大歳地区一斉清掃の補助	P 13
(6) ごみ集積施設の整備	P 13
(7) 自治会集会所の建設・登記経費	P 14
(8-1) 法定外公共物の整備にかかる原材料支給	P 14
(8-2) 法定外公共物整備事業	P 14
(9-1) 反射鏡の新設・修復	P 15
(9-2) 団地内道路などの停止線の整備	P 16
(10) 花壇の整備	P 16
(11) 子ども会の立ち上げ支援	P 16
(12) ふれあいいいききサロンの支援	P 17
(13) 自治会活性化事業（1自治会1事業）	P 18
(14) 三世代交流ラジオ体操の実施促進	P 18
7 山口市コミュニティ活動保険制度	P 19

資料編 目次

- 資料 1 大歳自治振興会規約・組織図…………… P 2 1
- 資料 2 交流列車おおとしのご利用にあたって（利用基準）…………… P 3 0
- 資料 3 大歳地区地域づくり計画書（部会別計画）…………… P 3 2
- 資料 4 自治会への支援事業の紹介…………… P 3 8
- 資料 5 平成24年度各自治会にお願いする会費と募金について…………… P 4 0
- 資料 6 大歳地域LED防犯灯設置補助金交付要綱・事務取扱要領…………… P 4 1
- 資料 7 大歳地域反射鏡設置等補助金交付要綱…………… P 4 5
- 資料 8 大歳地域法定外公共物等整備事業補助金交付要綱…………… P 4 7



《まちづくりかわら版おおとし》

大歳自治振興会ホームページも見てね！ <http://ootoshi-comm.info/>

大歳自治振興会

検索

← クリック！

はじめに

自治会長さんの仕事は、熱意と誠意をお持ちであれば、どなたでもできますが、自治会の代表者としてご苦労が多いことと思います。

自治会長さんの選出にあたっては、『自治会長さんの仕事が複雑で仕事量も多くて大変だから、毎年交代し、一人だけに荷がかかり過ぎるのを避けよう』とか、『毎年交代すれば同時に経験を増やすことにもなり、協力体制を強化することになる』という考え方の自治会もあります。

また一方、『自治会活動の活性化と継続性を重視し、自治会長さんの任期を2年にしたり、再任を妨げないという取り扱いで長く務める』ようにしておられる自治会もあります。その場合は、自治会長さんの負担を減らすため、自治会内で仕事を上手に分担されているようです。

なお、大歳自治振興会では、継続したまちづくりの観点から自治会長さんの任期を2年以上としていただくよう推進しております。自治会規約で任期を1年間としておられる自治会については、見直しを検討していただきますようお願い申し上げます。



《 1 大歳自治振興会について》

自治振興会は、「協働のまちづくり」の精神に沿い、地域住民の交流と地域の安心・安全、健康・福祉、環境、文化・スポーツ、産業活動など、地域の活性化を促進するとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを実践しながら、大歳地区住民が生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的としており、多くの事業や活動を行っています。

自治会長さんは、自治振興会の運営委員になっております。

運営委員は、毎年1回以上開かれる総会（毎年4月18日に開催）に出席して、事業計画、大歳地区地域づくり計画、予算や決算の議決及び規約の改廃並びに役員・監事の改選にあたります。選出された役員は、代表者会議（月1回程度）に出席することになります。



自治振興会では、活動する分野ごとに企画・立案などを行う地域づくり活動部会として「健康福祉部会」「安心安全部会」「文化スポーツ部会」「こども部会」を設置しています。

自治会長さんで構成する「自治会長会」では、自治会長さんの研修や行政などからのお知らせや制度説明などを行うとともに、自治振興会の中核機関としてあらゆる地域づくり活動を推進していきます。なお、自治会長会には単位自治会の活性化などを協議・検討する「自治会活性化部会」や大歳地区の主要行事の支援などを行う「女性部」を設置しており、新たに平成24年度からは、各自治会の防災委員及び自主防災組織の代表者の情報共有などの場として「自主防災組織・防災委員連絡会」を附属機関として設けています。

また、地域住民の交流や市民のふれあい活動などに活用できる「地域づくりの場」として山口市により設置された「山口市大歳地域交流ステーション（大歳駅舎…愛称：交流列車おとし）」を平成24年4月から自治振興会が山口市指定管理者の指定を受け、管理運営を行うこととなり、自治振興会内に「交流列車おとし運営委員会」を新たに設置しています。施設名称の「交流列車おとし」は、地域の皆様から応募いただいた中から選考し決定したものです。（大歳自治振興会組織図 P28 参照）

自治振興会の活動計画は、基本的に前述の各部会や委員会が企画・立案し、総会で基本的な事項が決まれば、実際の事業や活動は代表者会議で調整されながら、各部会などが中心となって進めることで運営されます。

この自治振興会の主な活動は、別紙「大歳地区地域づくり活動計画(部会別計画)」(P32～P37 参照)に掲げている事業となりますが、この他に大歳地区体育祭、大歳地区戦没者追悼慰霊祭、おとし夏まつり、大歳まつり及び大歳地区一斉清掃の主催行事をはじめ、住民便覧の発行、青少年の健全育成活動や大歳自治振興会女性部活動の促進を図るための助成、大歳地区の諸問題についての協議と関係機関に対する要請、陳情活動の実施、各種募金活動への協力、地区内の諸事業への協力と推進などの活動を実施しております。

なお、平成21年4月より「山口市協働のまちづくり条例」に基づき、自治振興会が地域まちづくりの役割を担い、地域づくり機能を有する組織・運営体制などを検討・整備してまいりました。

本年も地域づくり計画のスローガンである“みんなで作ろう、明るく住みよいおとしを”の実現に向け、地域づくり活動の推進役として、様々な地域課題の解決を図るために、関係団体や住民の皆様と協働して活動を推進してまいります。

山口市大歳地域交流ステーション

交流列車 おおとし

※利用方法などは「交流列車おおとしのご利用にあたって」(P30～P31)をご覧ください。



(室内の様子)

自治振興会における自治会長さんの任務について

(1) 自治会の代表

自治会内の親睦と融和を高め、居住環境の維持と向上を図るために、各種の活動を統括するとともに、自治会の代表者になります。

(2) 自治会内の課題解決

自治会内で住民からの要望や苦情がある場合には、その解決に向けていろいろと協議をして、住民の力だけでは解決できない課題があれば、行政機関や自治振興会などの関係方面に要請や陳情をすることになります。

(3) 自治会役員との相談・協力

自治会役員（交流センター分館長や体育委員、防災委員、自治振興会女性部の委員など）の活動の相談にのられることもあることでしょう。子ども会育成会長と子ども会の行事に協力、指導することもあります。

(4) 自治会行事の実施

自治会内で親睦行事を実施するなど、様々な活動をされるところもあります。また、自治会内での活性化に向けた新規事業に対して、地域づくり活動予算からの助成があります。



自治会長さんの役割について

①市報などの配布

市報は、毎月1日号と15日号の月2回配付されます。年間の配付日は、年2回（年度当初…4月～9月分、9月中旬…10月～3月分）お知らせします。なお、配付日は配付物の数量などにより1日早くなることもあります。配付数に変更があった場合には、その都度、交流センターへご連絡下さい。

原則として、その他の一般通知や印刷物もこの時一緒に配付するよう配慮しております。また、交流センターや自治振興会などからの文書（交流センターだより…月1回、まちづくりかわら版おとし…年6回程度、体育祭・おとし夏まつり・大歳まつりのプログラム・地区社協だよりなど…各1回程度）につきましても、市報と一緒に配付していただいております。

大歳地区では、世帯数（自治会等自治振興交付金の申請書に記載された4月1日の世帯数）に基づいて、各種会費等を納めていただきます。年度途中で増加があっても、追加で納めていただくことはありませんが、減少した場合でも4月1日を基準にして納めていただきます。



②自主防災

近年の異常気象により、従来にない自然災害が全国各地に被害をもたらしております。平成21年7月のゲリラ集中豪雨では、大歳地区も大変な被害を受けました。このような自然災害に対処するためには、自治会内において、防災活動の必要性を十分認識し、災害時の対応を話し合うなど備える事が重要です。

自治振興会では、平成23年度から自治会活性化部会や安心安全部会、各自治会に設置していただいた防災委員さんを中心に、「自分たちの家族やまち、命は、自分たちで守る」という考えのもと、防災意識の普及啓発や自主防災組織を立ち上げるための



支援を行っております。なお、避難場所、災害危険箇所、災害別対策、地域防災マップなどが山口市ホームページに公開されており、大雨警報や河川水位などの情報も「山口市防災メール」などによりメール配信サービスが実施されています。

「山口市防災メール」のQRコードです



③ゴミ問題

近年、ゴミの排出マナーが守られていない問題がよく発生しているようです。ゴミ集積施設の整備には、市と地区社会福祉協議会から補助金が交付されますので、検討されてみるのもよいでしょう。違反ゴミが出て、自治会で処理に困った場合は、交流センターに相談いただければ、場合によっては解決の方向が見つかることもあります。

いずれにしても、自治会の広報や回覧を通じて、自治会内でマナーを徹底することと、違反ゴミが出されないようなゴミ集積場の環境づくりが必要でしょう。





④清掃活動

ア 毎年5月頃に「春季清掃月間」として、自治会を中心とした清掃活動を実施しています。清掃で発生した汚泥や草などは、市で収集しますので、不燃物と可燃物を分別した上で報告書を交流センターまで提出して下さい。

河川・用水路の清掃の際には傷害保険に加入することができますので、加入される場合は、作業実施日の3日前までに申込書を提出してください。清掃月間以外に清掃活動をされるときも同様です。詳細は、4月末頃に山口市環境衛生課からお送られる文書をご確認下さい。

イ 平成21年度より環境整備事業・ふれあい促進事業として「大歳地区一斉清掃」を実施しています。これは、各自治会の生活道路、公園、用水路などを地区住民が一体となって、子どもからお年寄りまで参加して清掃を行うものです。

実施にかかる支援として、自治振興会から清掃参加者1人あたり100円の助成を行います。

詳細は、後日、自治振興会より通知します。

ウ 7月の河川愛護月間（榎野川水系クリーンキャンペーン）にあわせて、「榎野川」の清掃活動を実施（山口市など）しています。この活動には、大歳地区も共催しており、榎野川・吉敷川流域の自治会にはご協力をお願いすることになります。

詳細は、後日、自治振興会からお送りする文書をご確認下さい。



⑤陳情

自治会から市などに陳情する場合、自治会長さんが代表者になりますが、大歳地区全体に関わるものや複数の自治会にまたがった内容であれば、自治振興会長との連名で要望します。

陳情書は、交流センター経由で担当課に送付しますので、書類ができましたら交流センターまでお持ち下さい。市からの回答があった後は、要望内容と回答が山口市ホームページに掲載され公開されることとなります。

⑥募金

自治会には、各種の募金をお願いすることとなります。募金の内容・時期については、「平成24年度各自治会にお願いする会費と募金について」(P40)をご参照下さい。それぞれ募金の時期には、自治会長さん宛てに文書をお送りします。

⑦補助金・助成金の申請

市や自治振興会、地区社会福祉協議会などから各種の補助金・助成金が交付されるときの申請者となります。

《 2 大歳地区社会福祉協議会について》



この地区社会福祉協議会は、大歳地区内における社会福祉の増進を図り、明るく住みよい地域社会の建設に寄与することを目的としており、地区住民の福祉向上のため各種の事業を行っています。

自治会長さんは、地区社会福祉協議会の運営委員になっております。

運営委員は、毎年1回以上開かれる総会（毎年4月18日に開催）に出席して地区社会福祉協議会の事業計画、予算や決算の議決、規約の改廃及び理事・監事の改選にあたります。また、敬老祝賀会の打合せなどもあります。

地区社会福祉協議会は、総会で基本的な事項が決まれば、実際の事業や活動は理事会や各部会で調整されながら進めることで運営されております。

運営委員の皆様には、事業計画で決められた事項に沿って、自治会内での事業や活動の役があります。

地区社会福祉協議会の主な事業としては、地区社会福祉協議会だよりの発行、敬老祝賀行事・三世代交流事業の実施、見守り訪問活動・ふれあい給食サービスの実施、子育て支援活動・健康づくり教室の実施、地域福祉を推進するために福祉員の設置、福祉関係・体育関係団体の活動促進のための活動費助成、環境整備事業の推進（各種助成金）、子ども会を中心とした花いっぱい運動の推進、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進などの事業活動を実施しております。

また、香典返し、お見舞い返し、お祝い返しなどの社会福祉のための善意のご寄付を受け付けています。この社会福祉事業へのご寄付は、社会福祉法人山口市社会福祉協議会が受け付けておりますが、地区社会福祉協議会でも受け付けております。山口市社会福祉協議会では、その半額をご寄付いただいた地区社会福祉協議会に対して、社会福祉事業費として交付しております。この資金は、赤い羽根共同募金地域配分金とともに、地区社会福祉協議会の実施する社会福祉事業の重要な財源になっております。

自治会長さんの役割について

①香代

自治会内でご不幸があった場合は、地区社会福祉協議会から御香代を届けることとなっておりますので、事務局に連絡していただき、御香代を受け取って、葬儀に届けていただくことになります。休日や急な場合は、立て替えていただいて、後日お渡しします。

②敬老祝賀会

敬老祝賀会を開催するにあたり、各自治会内で対象者の方へ案内状・記念品の配布及び出欠確認や祝賀会当日の準備をしていただくことになります。

③募金



赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金もお願いすることになりますが、赤い羽根

共同募金については、自治会内の法人にも寄付をお願いしていただくことになります。
募金の内容・時期については、「平成24年度各自治会にお願いする会費と募金について」(P40)をご参照下さい。それぞれ募金の時期には、自治会長さん宛てに文書をお送りします。

《3 山口市環境を守る会について》

山口市には、「山口市環境を守る会」が設置されており、山口市環境衛生課内に事務局があります。主に空き缶やゴミの投げ捨ての問題、生活排水の浄化の問題などに取り組んでいます。現在、自治振興会副会長が山口市環境を守る会の理事となっております。

《4 事務局について》

自治振興会及び地区社会福祉協議会の事務局は、大歳地域交流センター内に設置されています。

電話：922-4035 FAX：922-4036

自治振興会メールアドレス：o104mati@cable.ne.jp

部会員の募集中です。申し込みは事務局まで！

「健康福祉部会」「安心安全部会」「文化スポーツ部会」

「こども部会」「自治会活性化部会」



「大歳のまちづくりの主役は皆さん」です！

大歳地区では、「個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現」に向けて、「大歳のまちづくりの主役は地域の皆さんである」という考え方のもと、住民の皆さんと行政の協働によるまちづくりを進めています。

「協働による大歳のまちづくり」とは？

地域の皆さんと行政、また地域の皆さん同士が、お互いをパートナーとして、同じ目標に向かって、共に考え、協力し合い、
住みよい豊かな地域社会を目指して取り組むことを言います。

《 5 自治会等自治振興交付金 》

自治会などが地域社会の維持・発展のために行う自主的かつ持続的な活動に対して交付金を交付し、住民自治の振興を図ることを目的としています。

また、平成24年度から山口市防犯灯維持管理交付金の申請手続きが、この自治会等自治振興交付金の申請に統合されました。

(1) 自治会等自治振興交付金の交付対象事業

交付金は、自治会が行う下記事業の実施の費用に使用いただけます。

- ①地域振興・情報発信に関する事業
- ②環境美化・保全に関する事業
- ③安心・安全な地域づくりに関する事業
- ④子どもの健全育成に関する事業
- ⑤文化・スポーツの振興に関する事業
- ⑥保健・福祉に関する事業
- ⑦その他、地域の活性化に資するもので、市長が必要と認める事業

(2) 自治会等自治振興交付金の算定

交付金の額は、世帯割額と均等割額を合算した額とします。

(ただし、1世帯あたり5,000円を上限)

- ①世帯割額 $1,000 \text{円} \times \text{構成世帯数}$
- ②均等割額 200世帯未満 40,000円
200世帯以上は100世帯毎に20,000円加算
(例えば、200世帯：60,000円、300世帯：80,000円、
400世帯：100,000円、500世帯：120,000円……)

(3) 構成世帯数

構成世帯数は、会員である世帯数とし、準会員数を含みます。

準会員とは…自治会等の活動に賛同・協力し、準会費等の負担をする世帯
または法人

(4) 山口市防犯灯維持管理交付金の額

$1,000 \text{円} \times \text{防犯灯管理灯数}$ (平成24年4月1日時点の灯数)



おおとし夏まつりで、
山口国体の炬火となる
「大歳の火」の点火式を
行いました！

《 6 各種補助金・助成金等の交付について》

以下の補助金や助成金などを受けようとする場合は、事前に交流センターへ必ずご相談下さい。（「自治会への支援事業の紹介」もご参照ください。P38～39）

（1）LED灯の防犯灯の設置・取替・修繕

【山口市、自治振興会、地区社会福祉協議会】

自治会が「LED灯の防犯灯」を設置等した場合に、その経費の一部を補助します。

■山口市の補助

〔要件や補助率等〕

①新たに「LED灯の防犯灯」を設置する場合

補助率…経費の2/3（10円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき36,000円（建柱を必要とする場合は10,000円加算）

②「蛍光灯の防犯灯」から「LED灯の防犯灯」に取り替える場合

補助率…地元負担金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき36,000円

③「LED灯の防犯灯」を「LED灯の防犯灯」に取り替える場合

補助率…地元負担金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき36,000円

■自治振興会の補助（要綱・要領P41～P43参照）

〔要件や補助率等〕

①新たに「LED灯の防犯灯」を設置する場合

補助率…地元負担金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき18,000円

②「蛍光灯の防犯灯」から「LED灯の防犯灯」に取り替える場合

補助率…地元負担金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき18,000円

③「LED灯の防犯灯」を修繕、または「LED灯の防犯灯」に取り替える場合

補助率…地元負担金額の1/2（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき18,000円

■地区社会福祉協議会の補助

〔要件や補助率等〕

①新たに「LED灯の防犯灯」を設置する場合

補助率…他の補助金を差し引いた金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき6,000円

②「蛍光灯の防犯灯」から「LED灯の防犯灯」に取り替える場合

補助率…他の補助金を差し引いた金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1灯につき6,000円

大歳小学校前の道路に
設置したLED防犯灯です!

明るいよ～



- ③「LED灯の防犯灯」を修繕、または「LED灯の防犯灯」に取り替える場合
補助率…他の補助金を差し引いた金額の1/2（100円未満の端数は切捨て）
限度額…1灯につき6,000円

ただし、地区社会福祉協議会が指定する幹線道路に設置している「LED灯の防犯灯」を修繕または取り替える場合は、他の補助金を差し引いた金額の2/3（100円未満の端数は切捨て）とし、限度額は1灯につき6,000円とする。

■留意事項

- ①補助申請は、防犯灯の設置後になりますが、設置前に必ずご相談ください。
②設置するLED灯の防犯灯器具については、大歳地区で設定している明るさや照らす範囲などの基準(要領P43参照)に合うものを設置して下さい。

(2) 蛍光灯の防犯灯の設置・取替【山口市】

自治会が「蛍光灯の防犯灯」を設置した場合に、その経費の一部を補助します。

■山口市の補助

〔要件や補助率等〕

- ①新たに「蛍光灯の防犯灯」を設置する場合
補助率…経費の1/2（10円未満の端数は切捨て）
限度額…1灯につき21,000円
②「蛍光灯の防犯灯」を「LED灯の防犯灯」に取り替える場合
補助率…経費の1/2（10円未満の端数は切捨て）
限度額…1灯につき21,000円



■留意事項

- ①電球や自動点滅器の交換、柱のみの取り替えは対象になりません。

(3) 防犯灯の電灯料補助【山口市、地区社会福祉協議会】

自治会が防犯灯の維持管理をしている場合、電灯料を補助します。

■山口市の補助（防犯灯維持管理交付金）

〔要件や補助額等〕

- ①防犯灯1灯につき…年間1,000円

■地区社会福祉協議会の補助

〔要件や補助額等〕

- ①地区社会福祉協議会が指定する幹線道路に設置している防犯灯(年度末時点)
蛍光灯の防犯灯は1灯につき…年間2,000円
LED灯の防犯灯は1灯につき…年間1,200円
(ただし、10w以下のLED灯の防犯灯は1灯につき…年間700円)

※山口市防犯灯維持管理交付金は、自治会等自治振興交付金(P9参照)と合算されて口座に振り込まれます。

■留意事項

- ①山口市防犯灯維持管理交付金は自治会等自治振興交付金と一緒に振り込まれます。

(4) 自主防災組織の育成【山口市、自治振興会】

自主防災組織に認定された団体が行う防災活動にかかる経費の一部を補助します。

■山口市の補助

〔要件や補助率等〕

①地域防災活動（啓発活動・訓練活動・研修活動）を行った場合

補助率…活動経費の2/3（1,000円未満の端数は切捨て）

限度額…3万円

対象となる地域防災活動の例

- ・啓発活動…防災意識の向上を目的とする活動に要する経費
啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料の購入費など
- ・訓練活動…防災訓練の実施に要する経費
傷害保険に加入する場合の保険料、消火器充填費、消火訓練の実施に要する燃料費、炊き出し訓練の実施に要する燃料費、材料費など
- ・研修活動…防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費
講師謝礼、資料購入費、印刷費、研修参加費（受講料、申込料）など



②防災資機材を整備した場合

補助率…購入経費の2/3（1,000円未満の端数は切捨て）

限度額…20万円

対象となる防災資機材の例

- ・情報収集伝達活動資機材…携帯型無線機、携帯ラジオ、携帯拡声器など
- ・消火活動資機材…消火器、三角消火バケツなど
- ・水防活動資機材…防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭など
- ・救出活動資機材…ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープなど
- ・救護活動資機材…担架、救急セット、毛布、シートなど
- ・生活維持活動…炊飯設備、組立てテント、非常食、飲料水など

■自治振興会の補助

〔要件や補助率等〕

①防災資機材を整備した場合

補助率…購入経費の10/10

限度額…5万円



■留意事項

①市の防災資機材の整備補助は、自主防災組織に認定後、1団体1回限りです。



(5) 大歳地区一斉清掃の補助【自治振興会】

大歳地区一斉清掃日《10月14日(日)》にあわせて、自治会内の清掃作業を行った場合に、清掃作業などの経費を助成します。

■自治振興会の補助

〔補助金額等〕

補助額…参加者1人あたり100円

(6) ごみ集積施設の整備【山口市、地区社会福祉協議会】

自治会がごみ集積施設を整備した場合に、その経費の一部を補助します。

■山口市の補助

〔要件や補助率等〕

①収納できるもので、基礎工事によって固定されたもの（固定施設）

補助率…経費の1/2（100円未満の端数は切捨て）

限度額…50万円

②収納できるもので、移動可能なもの（移動容器）

補助率…経費の1/2（100円未満の端数は切捨て）

限度額…4万円

③散乱防止ができるもの（ネット、シート）

補助率…経費の1/2（100円未満の端数は切捨て）

限度額…2万円

■地区社会福祉協議会の補助

〔要件や補助率等〕

①収納できるもので、基礎工事によって固定されたもの（固定施設）

補助率…経費の1/4（100円未満の端数は切捨て）

限度額…5万円

②収納できるもので、移動可能なもの（移動容器）

補助率…経費の1/4（100円未満の端数は切捨て）

限度額…2万円

③散乱防止ができるもの（ネット、シート）

補助率…経費の1/4（100円未満の端数は切捨て）

限度額…1万円

■留意事項

①固定施設は25世帯以上、移動容器は25世帯未満が目安です。



(7) 自治会集会所の建設・登記経費【山口市】

自治会の集会所を新築・増改築・補修・既存建物を購入した経費や自治会所有の集会所の土地・建物を登記する手続き経費の一部を補助します。

■山口市の補助

〔要件や補助率等〕

①新築・増築及び既存建物の購入

補助率…経費の4/10 (1,000円未満の端数は切捨て)

限度額…500万円

②補修

補助率…経費から10万円を差引いた額の4/10

限度額…100万円 (1,000円未満の端数は切捨て)

③土地・建物の登記

補助率…経費から登録免許税を差引いた額の4/10

限度額…10万円 (1,000円未満の端数は切捨て)

(8-1) 法定外公共物の整備にかかる原材料支給【山口市】

山口市名義の団地内道路や里道・水路の補修を地域で協力して整備する場合に原材料を支給します。

■山口市の支給

〔支給の要件〕

①山口市所有の団地内道路、里道・水路の補修であること。

②地元関係者により補修が可能であること。

③複数の利用者があること。

〔支給材料の種類〕

真砂土、砕石、常温合材、土のう袋、モルタル等



(8-2) 法定外公共物整備事業【自治振興会、地区社会福祉協議会】

山口市名義の団地内道路及び里道・水路等を、地域において維持管理するための事業に要する経費を補助します。公有地、民有地、受益戸数、対象道路により補助割合・限度額が異なります。

■自治振興会の補助（要綱 P47～P49 参照）

〔要件や補助率等〕

①補修工事・舗装工事（農業用道路以外）の場合

補助率…経費の5割～10割 (1,000円未満の端数は切捨て)

限度額…50万円

②改良工事・補修工事（農業用道路）の場合

補助率…経費の7割 (1,000円未満の端数は切捨て)

限度額…100万円

③水路工事・浚渫工事の場合

補助率…経費の5割または7割（1,000円未満の端数は切捨て）

限度額…50万円または100万円

■地区社会福祉協議会の補助

〔要件や補助率等〕

①自治振興会が補助する上記工事であること（農業用の道路・水路工事は除く）

補助率…地元負担金額の1/2または1/3（100円未満の端数は切捨て）

限度額…10万円

■留意事項

①申請には、法定外公共物占用等許可を受けていることが必要です。

②対象経費に交通安全施設及び用地費等は含みません。

中矢原での工事〔補修前の道路の路肩〕



〔補修後〕



（9-1）反射鏡の新設・修復【自治振興会、地区社会福祉協議会】

国道・県道・市道以外の道路使用で交通安全上、危険な箇所に自治会が反射鏡を新設または既存の反射鏡を修復する場合に、その経費の一部を補助します。

■自治振興会の補助（要綱P45～P46参照）

〔補助率等〕

補助率…経費の1/2（1,000円未満の端数は切捨て）

限度額…新設は50,000円、修復は25,000円

■地区社会福祉協議会の補助

〔補助率等〕

補助率…自治振興会補助額の1/4（100円未満の端数は切捨て）

■留意事項

①設置する場所が公道の場合は、道路管理者に道路占用許可申請が必要です。

②設置する場所が市道・水路・里道の場合は、山口市道路河川管理課に許可申請が必要です。

③工事後に申請されても、補助の対象となりません。

④市が設置した反射鏡が破損した場合は、山口市道路河川管理課に伝えますので、交流センターにご連絡下さい。



(9-2) 団地内道路などの停止線の整備【自治振興会】

国道・県道・市道以外の道路使用で交通安全上、危険な箇所に自治会が停止線などを新設または既存の停止線を修復する場合に、その経費の一部を補助します。

■自治振興会の補助

〔補助率等〕

補助率…経費の1/2 (1,000円未満の端数は切捨て)

限度額…20,000円



■留意事項

- ①新たに整備する場所が山口市名義の団地内道路などの場合は、山口市道路河川管理課に許可申請が必要です。

(10) 花壇の整備【自治振興会、地区社会福祉協議会】

自治会などで花壇を整備する場合に、苗や肥料などの経費の一部を助成します。

■自治振興会の補助

〔要件や補助率等〕

- ①新規に花壇を設置した場合 (造成経費やお茶代など)

補助率…経費の10/10

限度額…2万円

■地区社会福祉協議会の補助

〔要件や補助率等〕

- ①花壇の維持管理にかかる苗・土・肥料代

補助率…経費の1/2 (100円未満の端数は切捨て)

限度額…2万円

■留意事項

- ①地区社会福祉協議会への申請は、各自治会とも年間1回(2月頃)ですので、花壇を整備している団体(老人クラブ・子ども会など)と相談の上、申請してください。

矢原住宅自治会の花壇です!



(11) 子ども会の立ち上げ支援【自治振興会】

子ども会が結成されていない自治会が子ども会を立ち上げる場合に、その経費の一部を助成します。

■自治振興会の補助

〔要件や補助率等〕

- ①新規に子ども会を立ち上げた場合

補助率…立ち上げにかかった経費の10/10

限度額…2万円

■留意事項

- ①立ち上げにかかる経費補助は、子ども会立ち上げ後、1子ども会1回限りです。

昨年の体育祭の

子ども会!ルーの様子!



(12) ふれあいいきいきサロンの支援【市社会福祉協議会、自治振興会】

ふれあいいきいきサロンを立ち上げる場合などに、その経費の一部を助成します。

■山口市社会福祉協議会の補助

〔要件や補助率等〕

①サロンを新規に立ち上げにかかる経費

補助率…経費の10/10

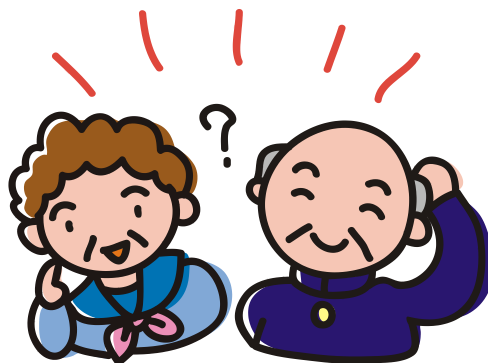
限度額…4万円

②サロンの運営経費にかかる経費

限度額…月額2,000円

③サロンの会場使用料などにかかる経費

限度額…月額3,000円



■自治振興会の補助

〔要件や補助率等〕

①サロンを新規に立ち上げにかかる経費

補助率…経費が4万円を超えた場合、その超えた経費の10/10

限度額…2万円

■留意事項

①自治振興会への申請は、山口市社会福祉協議会への申請後になります。

②立ち上げにかかる経費補助は、グループ立ち上げ後、1グループ1回限りです。

※出前サロン(試してみませんか?)

自治振興会では、いきいきふれあいサロンを立ち上げるきっかけづくりとして、お試しの出前サロンを実施する予定です。希望する自治会は、大歳自治振興会事務局までご連絡下さい。

電話922-4035

FAX922-4036

(13) 自治会活性化事業（1自治会1事業）【自治振興会】

自治会の活性化に向けて、新たな行事やイベントなどを実施した場合、その経費の一部を助成します。

■自治振興会の補助

〔要件や補助率等〕

- ①新たな行事やイベントなどを実施した場合
補助率…実施にかかった経費の10/10
限度額…2万円

■留意事項

- ①平成22年度以降に新規で始まった行事やイベントは、新規事業とみなし、継続して補助します。
- ②平成24年度から、1自治会1事業として行われるラジオ体操は補助対象外となります。

【1自治会1事業】富田原自治会の「ふれあいお菓子づくり教室」です！



(14) ラジオ体操の実施促進【自治振興会】

自治会内の三世代交流を推進するため、夏休み期間中などにラジオ体操を実施した場合、その経費の一部を助成します。

■自治振興会の補助

〔要件や補助率等〕

- ①子どもからお年寄りが集まりラジオ体操を実施した場合
補助率…ラジオ体操の実施にかかった経費の10/10
限度額…1万円



《 7 山口市コミュニティ活動保険制度》

市では、市民の皆さんが安心して地域社会活動や社会貢献活動に参加できるよう、市が保険会社と契約して、怪我等不慮の事故に対して、補償するための保険に加入しています。

(1) 保険料・登録は不要

保険料は、全額市が負担します。

各団体からの、事前の申し込みや登録は不要です。

(2) 事故が起きたら

事故が発生した場合、活動団体の責任者が、速やかに交流センターへ事故の内容を連絡してください。その後の手続き等をお知らせします。

(3) 保険の種類

他者に損害を与えた場合の「賠償責任保険」と、参加者が負傷・死亡した際の「傷害保険」の2種類があります。

～主な補償内容～

- ・賠償責任保険（対物賠償）…1事故につき上限500万円
- ・傷害保険…入院1日につき3,000円、通院1日につき2,000円

(4) 保険の対象となる事業（すべてに該当すること）

- ・市内に活動の拠点を置く5人以上の市民により組織された団体による活動
- ・本来の職場を離れ、自主的・自発的に行われる公益性のある活動
- ・年間を通じて行われる計画的・継続的な活動
- ・無報酬で参加する活動(交通費等実費程度は無報酬とみなします)

(5) 保険の対象となる事例

- ・地域の活性化や情報発信に関する活動での事故
(市報の配布、地区のまつりなど)
- ・地域の環境に関する活動での事故
(ごみ減量・リサイクル活動、道路・河川清掃活動など)
- ・地域の安心・安全に関する活動での事故
(防犯パトロール、防火・防災訓練、交通安全活動など)
- ・子どもの健全育成に関する活動での事故
(非行防止パトロール、子育て支援活動など)
- ・地域の福祉に関する活動での事故
(高齢者支援活動、障害者支援活動など)

ご協力いただける方に
お渡します。
自動車貼付用の
マグネットシートです!



資料編

大歳自治振興会規約（改正案）

（目的）

第1条 この会は、「協働のまちづくり」の精神に沿い、地域住民の交流と地域の安心・安全、健康、福祉、環境、文化・スポーツ、産業活動等、地域の活性化を促進するとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを実践しながら、大歳地区住民が生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的に設置する。

（会の名称と構成）

第2条 この会は、大歳自治振興会（以下「振興会」という。）と称し、大歳地区内に居住する住民等（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 この会の会員は、事業に要する経費に充てるため、毎年度一世帯あたり200円の会費を負担する。

3 会を円滑に運営するため、役員及び運営委員を置く。

（事務所）

第3条 振興会は、事務所を大歳地域交流センター内に置く。

2 振興会の事務局に、事務局長及び書記、会計を置く。

3 書記は、会議の内容を記録するとともに、事務局長の補佐役として依頼された事務を処理する。

4 会計は、振興会の運営及び活動に伴う経理事務を行うとともに、事務局長の補佐役として依頼された事務を処理する。

5 会員に向けた広報活動のため、付属組織として事務局に広報委員会を置く。

6 広報委員会の委員は会員により構成し、委員の互選により広報委員長を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（役割及び活動）

第4条 振興会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）活動の積極的な推進と、自治会相互の連携に関すること

（2）地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること

- (3) 地域の活性化に関すること
- (4) 生活環境の保全と改善に関すること
- (5) 地域住民の健康・福祉に関すること
- (6) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること
- (7) 地区内の産業経済の振興に関すること
- (8) 行政庁に対する陳情、請願に関すること
- (9) 市政協力に関すること
- (10) 各種団体との連携並びに相互援助に関すること
- (11) その他振興会の目的達成のため必要な事業

(役員)

第5条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 前項の役員は、次により選任する。

- (1) 会長は、会員の中から運営委員が推薦し、総会において選出する。
- (2) 副会長は、第8条に規定する運営委員の中から、1名は大歳地区社会福祉協議会の会長をもって充て、1名は運営委員の自治会長の中から互選で選出する。
- (3) 事務局長は、会員の中から会長が任命する。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、この会の事務全般を掌理する。

(監事)

第6条 振興会の会計を監査するため、監事を置く。

2 監事は2名とし、総会において会員の中から選出する。

(役員及び監事の任期)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選

任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第8条 運営委員は自治会長、地元市議及び次の各種団体の代表者をもって充てる。

- ・ 地区社会福祉協議会 ・ 民生児童委員協議会 ・ 特別林野委員会
- ・ 市消防団鴻南方面隊大歳分団 ・ 地域交流センター運営協議会
- ・ 地域交流センター後援会 ・ 消防後援会 ・ 老人クラブ連合会
- ・ 青少年健全育成協議会 ・ 小学校PTA ・ 子ども会育成連絡協議会
- ・ 交通安全対策協議会 ・ 商工業振興会 ・ 福祉員協議会
- ・ 体育振興会 ・ 大歳なすの会 ・ 食生活改善推進協議会
- ・ 母子保健推進協議会 ・ 大歳まつり実行委員会
- ・ おおとし夏まつり実行委員会 ・ 人権学習推進協議会

(総会)

第9条 総会は、役員及び運営委員、第12条に規定する地域づくり活動部会の部会長で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、運営委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 総会の議決は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数となった時は、議長の決するところによる。
- 4 総会の会議の議長は、会長があたる。
- 5 総会は振興会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合、または、運営委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催するものとする。
- 6 総会は、次の事項を協議決定する。
 - (1) 地域づくり計画に関すること
 - (2) 事業計画及び予算、事業報告並びに決算に関すること
 - (3) 役員選出に関すること
 - (4) 規約の改正に関すること
 - (5) その他、振興会の運営に関する重要事項に関すること

(代表者会議)

第10条 振興会に次の者で構成する代表者会議を置く。

(1) 役員

(2) 次条で規定する自治会長会の会長及び副会長

(3) 次条で規定する自治会長会の附属組織の者で、自治会長会の会長が指名する者

(4) 第12条に規定する地域づくり活動部会の各部会長

(5) 第13条に規定する交流列車おとし運営委員長

(6) 第3条に規定する広報委員長

2 代表者会議は会長が召集する。

3 代表者会議には、必要に応じ運営委員、第12条に規定する地域づくり活動部会の副部会長及び第13条に規定する交流列車おとし運営委員会の副委員長の出席を求めることができる。

4 代表者会議にセンター所長、センター地域担当を出席させることができる。

5 代表者会議は、振興会の業務全般のほか、地域づくり計画について協議する。

6 代表者会議は、1ヶ月に1回程度開催するものとする。

(自治会長会)

第11条 振興会に、運営委員である自治会長によって構成する自治会長会を置く。

2 自治会長会の会長は振興会の会長をもって充てる。

3 自治会長会の副会長は、自治会長である振興会副会長をもって充てる。

4 自治会長会にセンター所長、センター地域担当を出席させることができる。

5 自治会長会は、振興会の中核組織として、あらゆる地域づくり活動の推進に寄与するものとする。

6 自治会活動の活性化に向けた検討と事業実施のため、自治会長会に附属組織を置くことができる。

(地域づくり活動部会)

第12条 地域づくり活動について具体的に検討・実施するため、地域づ

くり活動部会（以下、「部会」という。）を置く。

- 2 部会は活動分野ごとに設置し、活動分野に関連、または関心がある運営委員及び会員で構成する。
- 3 各々の部会に、部会の構成員の互選により、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（交流列車おおとし運営委員会）

第13条 山口市大歳地域交流ステーションの管理運営を行うために、交流列車おおとし運営委員会を置く。

- 2 交流列車おおとし運営委員会の委員は会員により構成し、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（検討委員会）

第14条 具体的な地域課題の解決のため、課題に応じた検討委員会を置くことができる。

（会計）

第15条 振興会の経費は、会費及び市からの交付金・助成金とその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 振興会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（その他）

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成22年4月18日から施行する。

付 則

1 この規約は、平成23年4月18日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年 月 日から施行する。

(役員等の任期の特例)

2 この規約施行後最初に選任される次に掲げる役員等の任期は、各条項の規定にかかわらず、平成25年度の定期総会が開催される日までとする。

(1) 第3条第6項に規定する広報委員長

(2) 第5条第1項に規定する会長、副会長及び事務局長

(3) 第12条第3項に規定する部会長及び副部会長

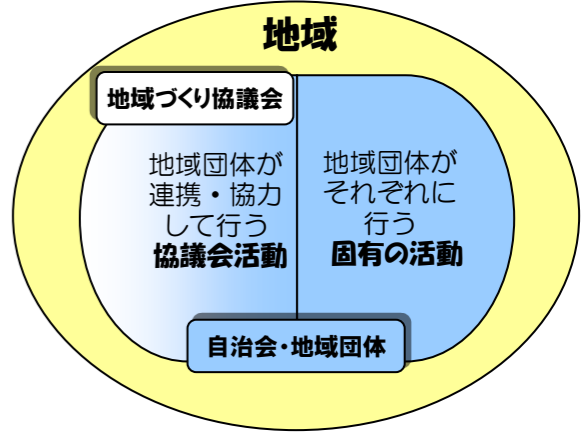
(4) 第13条第2項に規定する交流列車おとし運営委員長及び副委員長

大歳自治振興会 組織図

(平成24年4月18日～)

(案)

地域づくりのための住民活動イメージ



総会

役員
 (1)自治振興会長、(2)自治振興会副会長、(3)自治振興会事務局長

部会長・委員長
 (1)自治会活性化部会長、(2)健康福祉部会長、(3)安心安全部会長、(4)文化スポーツ部会長、(5)こども部会長、
 (6)交流列車おとし運営委員長

運営委員
【関係団体の代表者】
 (1)地区社会福祉協議会、(2)民生委員児童委員協議会、(3)特別林野委員会、(4)市消防団鴻南方面隊大歳分団、
 (5)地域交流センター運営協議会、(6)地域交流センター後援会、(7)消防後援会、(8)老人クラブ連合会、
 (9)青少年健全育成協議会、(10)小学校PTA、(11)子ども会育成連絡協議会、(12)交通安全対策協議会、(13)商工業振興会、
 (14)福祉員協議会、(15)体育振興会、(16)大歳なすの会、(17)食生活改善推進協議会、(18)母子保健推進協議会、
 (19)おとし夏まつり実行委員会、(20)大歳まつり実行委員会、(21)人権学習推進協議会

【自治会】 **【地元市議会議員】**

監事

(1)監事

代表者会議

(1)自治振興会長、(2)自治振興会副会長、(3)自治振興会事務局長、(4)自治会長会長、
 (5)自治会長会副会長、(6)自治会活性化部会長、(7)健康福祉部会長、(8)安心安全部会長、
 (9)文化スポーツ部会長、(10)こども部会長、(11)交流列車おとし運営委員長、
 (12)広報委員長 《必要に応じて…(13)各副部会長、(14)地域交流センター》

事務局

(1)事務局長、(2)書記、(3)会計

広報委員会

(1)委員長、(2)委員
 ・一般公募委員

検討委員会

・必要に応じて設置

自治会長会

(1)自治会長会長、(2)自治会長会副会長
 ・各自治会長

自主防災組織 ・防災委員連絡会

・自主防災組織代表者
・自治会防災委員

女性部

(1)部長、(2)副部長、
 (3)書記、(4)会計
 ・自治会女性部役員

自治会活性化部会

(1)部会長、(2)副部会長
 ・自治会長
 ・一般公募委員(自治会長経験者)

健康福祉部会

(1)部会長、(2)副部会長
 ・関係団体
 ・一般公募委員

関係団体(例)
 ・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会
 ・福祉員協議会・大歳なすの会
 ・食生活改善推進協議会

安心安全部会

(1)部会長、(2)副部会長
 ・関係団体
 ・一般公募委員

関係団体(例)
 ・消防団鴻南方面隊大歳分団・消防後援会
 ・交通安全対策協議会・商工業振興会
 ・大歳草刈り隊・民生委員児童委員協議会

文化スポーツ部会

(1)部会長、(2)副部会長
 ・関係団体
 ・一般公募委員

関係団体(例)
 ・地域交流センター後援会・老人クラブ連合会
 ・体育振興会・おとし夏まつり実行委員会
 ・大歳まつり実行委員会

こども部会

(1)部会長、(2)副部会長
 ・関係団体
 ・一般公募委員

関係団体(例)
 ・青少年健全育成協議会・小学校PTA
 ・子ども会育成連絡協議会・母子保健推進協議会
 ・人権学習推進協議会・民生委員児童委員協議会

交流列車おとし 運営委員会

(1)委員長、(2)副委員長
 ・関係自治会
 ・関係団体
 ・一般公募委員

関係団体(例)
 ・大歳なすの会・朝田福寿会
 ・JR職員OB会大歳分会・自治振興会副会長
 ・NPO法人ふれあいの家鴻の峯

総会

- 役員
 - ①自治振興会長…1名
会員の中から運営委員が推薦し、総会において選出
 - ②自治振興会副会長…2名
地区社会福祉協議会長(充職)
運営委員の自治会長の中から互選(1名)
 - ③自治振興会事務局長…1名
会員の中から会長が任命
- 監査
 - ①監事…2名
会員の中から総会において選出
- 協議・決定事項
 - ①地域づくり計画の策定及び見直し
 - ②事業計画及び予算、事業報告並びに決算の承認
 - ③自治振興会の役員選出
 - ④規約の改正
 - ⑤その他自治振興会の運営に関する重要事項

監事

- 役職
 - ①監事…2名
総会において会員の中から選出
- 活動事項
 - ①自治振興会の会計の監査

代表者会議

- 構成メンバー
 - ・自治振興会長、自治振興会副会長、自治振興会事務局長、自治会長会長、自治会長会副会長、自治会活性化部会長、健康福祉部会長、安心安全部会長、文化スポーツ部会長、子ども部会長、交流列車おおとし運営委員長、広報委員長
 - 《必要に応じて…各副部会長、地域交流センター》
- 協議・決定事項
 - ①地域づくり計画案及び見直し案の調整を行い、その内容を総会へ報告
 - ②地域づくり計画に基づく年度別実施事業の決定及び執行管理
 - ③各部会間や自治会長会との事業等の連携に係る調整
 - ④その他自治振興会の業務全般に係る協議

自治会長会

- 役職
 - ①自治会長会長…1名
自治振興会長が兼務
 - ②自治会長会副会長…1名
自治振興会副会長が兼務
- 活動事項
 - ①地域づくり計画に基づく事業の実施
 - ②自治振興会の中核組織として、あらゆる地域づくり活動の推進に寄与

女性部

- 役職
 - ①部会長…1名
部会員の中から互選
 - ②副部会長…2名
部会員の中から互選
- 活動事項
 - ①研修会の開催、地域行事への参加、協力

**自主防災組織
・防災委員連絡会**

- 構成メンバー
 - ・自主防災組織代表者、自治会防災委員
- 活動事項
 - ①自主防災組織の立ち上げや防災活動に関する研修会への参加
 - ②大歳地区内の防災に関する情報の共有
 - ③災害発生時の連絡、調整

自治会活性化部会

- 役職
 - ①部会長…1名
部会の部会員の中から互選
 - ②副部会長…若干名
部会の部会員の中から互選
- 活動事項
 - ①自治会活動の活性化に向けた検討
 - ②地域づくり計画案案及び見直し案の企画・立案を行い、その内容を自治会長会長の承認を経て、代表者会議に報告
 - ③他部会と関連のある活動等の調整・協議

健康福祉部会

- 役職
 - ①部会長…各部会 1名
各部会の部会員の中から互選
 - ②副部会長…各部会 若干名
各部会の部会員の中から互選
- 活動事項
 - ①地域づくり計画案案及び見直し案の企画・立案を行い、その内容を代表者会議へ報告
 - ②地域づくり計画に基づく事業の実施
 - ③他部会と関連のある活動等の調整・協議

**交流列車おおとし
運営委員会**

- 役職
 - ①委員長…1名
委員の中から互選
 - ②副委員長…若干名
委員の中から互選
- 活動事項
 - ①山口市大歳地域交流ステーションの管理運営
 - ②地域づくり計画案案及び見直し案の企画・立案を行い、その内容を代表者会議へ報告
 - ③地域づくり計画に基づく事業の実施
 - ④他部会と関連のある活動等の調整・協議

事務局

- 役職
 - ①事務局長…1名
会員の中から会長が任命
 - ②書記…若干名
 - ③会計…1名
- 活動事項
 - ①大歳自治振興会の事務処理

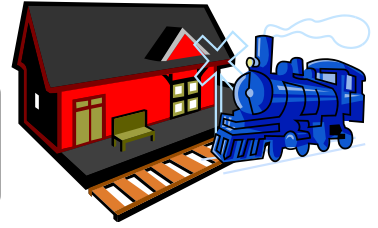
広報委員会

- 役職
 - ①委員長…1名
委員の中から互選
 - ②副委員長…若干名
委員の中から互選
- 活動事項
 - ①会員に向けた広報活動

検討委員会

- 役職
 - ①委員長…1名
委員の中から互選
 - ②副委員長…若干名
委員の中から互選
- 検討事項
 - ①課題に応じた事業の企画・調整・立案を行い、その内容を代表者会議へ報告

「交流列車 おおとし」のご利用にあたって



■利用の目的は…

大歳地域交流ステーション「交流列車おおとし」は、地域住民の交流や市民のふれあい活動等による地域づくり及びコミュニティを中心としたまちづくりに資する活動を行う場として利用できます。

■利用者できる人は…

- 「交流列車おおとし」を利用できる対象者は、次の条件をすべて満たす方が対象になります。
- (1) 地域づくり活動や自治会活動、地域住民や市民のふれあい活動を行うグループであること。
(地域づくり活動や大歳地区行事などを優先します。)
 - (2) 原則、5名以上の市民で構成するグループであること。(大歳地区在住者を優先します。)
- ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、利用できません。
- ① 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ② 施設または付属設備器具を損傷するおそれがあるとき。
 - ③ 営利を目的とするものと認められるとき。

■利用できる日時は…

- (1) 開館時間
午前8時30分～午後5時
(午後10時まで延長可能)
 - (2) 休館日
毎週月曜日、年末年始
(月曜日が祝日の場合は、その翌日を休館)
(年末年始は、12月29日～1月3日)
- ※申請により大歳自治振興会が特別に許可した場合は、この限りではない。
- ※同一グループでの利用回数は、原則月2回までを限度とします。

■申込方法・申込先…

- (1) 申込受付期間
 - ① 「交流列車おおとし」を利用したい日の1ヶ月前から申し込めます。
 - ② 平日の午前9時～午後4時までにお問い合わせください。
- (2) 申込先
ワークステーション大歳
(所在地：山口市朝田941-1：大歳駅敷地内)
- (3) 予約方法
直接、ワークステーション大歳へお越しいただくか、電話(083-922-6860)でご予約ください。

■利用方法…

- (1) 利用許可申請の提出
 - ① 利用者は、ワークステーション大歳で「交流列車おおとし」の利用申請書に必要事項を記入のうえ提出し、利用許可を受けます。
- (2) 鍵の受け渡し
 - ① 利用者は、ワークステーション大歳で「交流列車おおとし」の入口の鍵を受け取り、開錠し利用します。(ただし、午後5時以降に「交流列車おおとし」を利用される方は、利用当日の午後4時までに、ワークステーション大歳に鍵を受け取りに来てください。)
 - ② 利用者は、利用終了後に窓の戸締りなどの確認を行い、入口を施錠し、ワークステーション大歳へ鍵を返却します。(ただし、午後5時以降に利用された方は、戸締り・施錠したのち「交流列車おおとし」に設置してある鍵返却用ポストに鍵を投函してください。)
- (3) 室内清掃・利用日誌の記入
 - ① 利用者は、利用終了後に必ず室内の清掃を行い、利用日誌に利用状況などを記入します。

■定期的に利用したい場合は…(定期利用団体になるためには…)

(1) 定期利用の許可

「交流列車おとし」を定期的に利用したい方は、「定期利用許可申請書」を大歳自治振興会に提出し、許可を得る必要があります。

(2) 定期利用団体になる条件

定期利用団体には、以下の条件をすべて満たさなければならない。

- ① 構成員が5人以上のグループであり、大歳地区住民が主体であること。
- ② 新規入会が随時可能な開かれたグループであること。
- ③ 年1回行われる「交流列車おとし」の大掃除に協力すること。
- ④ おおとし夏まつり、大歳まつりに協力すること。
- ⑤ グループ主催で地区住民を対象とした公開講座もしくはそれに代わる地域還元を行うこと。
- ⑥ 月謝を徴収しないグループであること。(ただし、会員が会の運営上、謝礼などの会費としてを集めることは差し支えない。(おおむね月 3,000 円以内))
- ⑦ 営利を目的としないこと。
- ⑧ その他、大歳自治振興会が要請する地域づくり活動などに協力すること。

(3) 定期利用の許可期間

毎年4月1日から翌年3月31日までです。

(4) 利用日時

利用日時の調整については、「交流列車おとし定期利用団体代表者会議」において協議します。

(5) 利用回数

1ヶ月の利用回数は、3回を限度とします。

(ただし、申請により大歳自治振興会(交流列車おとし運営委員会)が特別に許可した場合は、この限りではない。)

(6) 定期利用の取り消し

上記の項目を満たさなくなったグループは、定期利用許可を取り消します。

※各グループが持ち込んで使用する道具や備品などは、その都度必ず持ち帰ってください。
施設内に保管することはできません。



■ 健康福祉部会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
I 「老いても、住みよい大歳に」……各団体、地区住民が支援する。				
1	高齢者支援体制の充実	見守り訪問活動の充実、組織の強化	高齢者の見守り 「安心カード」の配布と活用 自治会長、民生委員、福祉員の見守り合同研修会 見守り訪問グループの編成、役割分担 地域住民による「ながら見守り」の実施 地域住民へ浸透を図る 見守りの仕組みづくり	50,000 30,000
			地域住民のコミュニケーションの強化 高齢者生きがいセンター立ち上げ検討 委員会立ち上げ	10,000
			要援護者支援制度の推進 大歳での仕組み作り	
			ふれあいサロン立ち上げ支援	40,000
		給食サービスの充実	未実施地域への出前サロンの実施	40,000
			立ち上げ経費の助成 市社協助成金40,000円以上の費用に対し助成 上限20,000円 (3カ所)	60,000
			配布対象者、配布方法の検討 (25年度実施分から変更する)	
			給食調理ボランティアの確保	
		福祉員の増員	ふれあい給食へのこども達の参加方法の検討	
			調理器具の補充(鍋類等の購入)	20,000
2	高齢者の生活安全対策	声かけ運動の推進	ボランティアの育成等	
IV 「地域の生活課題を、みんなで解決しよう」				
1	福祉サービス	福祉サービス関係情報の広報活動	住民へ周知	
健康福祉部会合計				210,000

■ こども部会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
II 「子どもたちが、すくすく育つ大歳に」……温かく見守る。ふれあう機会をつくる。				
1	子どもの生活安全対策	交通指導	交通立哨の実施	
		交通安全の啓蒙運動	交通安全幟旗等の設置	10,000
			大歳小学校正門前の溝蓋整備にかかる調整、陳情	20,000
		見守り活動の強化、推進	見守り隊の結成による見守り活動への支援	
			見守り隊の地域住民への浸透を図る啓発活動	10,000
			青バト隊の検討	
			夏休み夜間パトロールの実施・課題の洗い出し	10,000
			危険箇所の看板清掃、周辺の草刈り (効率的な実施日の調整)	10,000
	防犯グッズの整備	100,000		
2	子育て支援	子どもの居場所づくり	地域児童学級「大歳元気クラブ」(仮称)創設に向けて調査研究 計画策定委員会の設置(本年度中の計画案立案)	10,000
			大歳地区内遊び場の情報収集とマップづくり	
		乳幼児、母親対策	親と子の広場「風和里」(月1回) 幼児を対象とした親と子の集いの広場づくりの調査検討	50,000 10,000
3	みんなで声かけマナーアップ大作戦	小学生を中心に声かけマナーアップ 地域と一体となった道徳教育の推進		
		家庭教育UP作戦	学校、家庭の役割を再認識と行動 親子のコミュニケーションの重要性の意識づけ 早寝、早起き、朝ごはん、読書のすすめ	20,000
4	三世代交流事業の促進	地域住民総参加の行事づくり	夏休みラジオ体操の啓蒙、普及	
			大歳花いっぱい運動の促進(花壇審査含む)	30,000
		各種イベントの開催	ザ・チャレンジ大歳お100姓さん、キッズフェスティバルへの参加促進	30,000
			地域行事における三世代交流の促進、充実 しめ縄づくり、どんど焼き、ほたるまつり等	30,000
			手形鯉のぼりの作成、小学校入学時の展示の充実 どろんこパレーの開催、充実	30,000 10,000
III 「住民のみんなが参加する自治会にしよう」……自治振興会、地区社会福祉協議会がリード・サポートする。				
5	地域の交通安全対策	交通安全意識の高揚	交通立哨の実施	
IV 「地域の生活課題をみんなで`解決しよう`」				
4	緊急時の対応策の整備	災害、危険、交通等の情報発信	登録制の地域モバイル情報網の構築に向けた研究	
こども部会合計				380,000

■ 安心安全部会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
I 「老いても、住みよい大歳に」……各団体、地区住民が支援する。				
1	高齢者支援体制の充実	見守り訪問活動の充実・組織の強化	見守りの仕組みづくり	
2	高齢者の生活安全対策	声かけ運動の推進	ボランティアの育成等	
		啓発活動	詐欺・訪問販売等への対処 生活安全セミナー 専門機関による講習会の実施	20,000
3	高齢者の交通安全対策	高齢者への講習会開催	高齢ドライバー1日ドック講習会の開催 (参加費1,000円+利用料800円)10人×2回	36,000
II 「子どもたちが、すくすく育つ大歳に」……温かく見守る。ふれあう機会をつくる。				
1	子どもの生活安全対策	交通指導	交通指導教育の支援 小学校で交通教育(仮入学時)	25,000
			交通立哨の実施	
		見守り活動の強化、推進	見守り隊結成による見守り活動への支援	
			青バト隊の検討	
III 「住民のみんなが参加する自治会にしよう」……自治振興会、地区社会福祉協議会がリード・サポートする。				
4	地域の生活安全対策	防犯上実態把握、啓蒙運動	犯罪の種類や発生状況の把握及び周知(広報紙等) わんわんパトロールの実施 「わんわんパトロール帽子」の作成、配布(1500円×20個)	30,000
5	地域の交通安全対策	交通安全意識の高揚	交通安全啓発運動(広報紙等) 交通立哨の実施	
		交通安全指導員等の増強	指導員候補の選定	
6	地域の災害安全対策	防災の体制整備	消防機材倉庫に表示の幟旗の設置 孤立地への避難作業のためのゴムボートの設置	
		防災の記録	災害史の作成、保存	
7	犯罪の起こりにくい環境の整備	防犯意識の高揚	犯罪の起こりにくい環境の整備 道路、土手等の危険場所の整備(草刈り) 地元有志及びボランティアの育成 吉敷川・朝田川の土手の整備(草刈り)	50,000
			防犯灯の整備、新設	
		明るいまちづくり	一戸一灯運動の推進(広報紙による啓発)	
		環境美化クリーン作戦	大歳地区一斉清掃の実施 10月14日	
	マナーアップ作戦	ごみの不法投棄の防止	貧乏神神社 5,000円×6箇所+経費5,000円	35,000
		ごみ出しマナーアップ作戦の展開(広報) 広報紙の作成配布 年2回		10,000
8	安心安全な地域づくり	安全点検	安全パトロールの実施(月1回) 生活(防犯)、交通等危険箇所の点検、要望、整備 交通・防犯グッズ配布 環境美化の必要箇所の把握	18,000
		実態の把握	関係機関との連携 消費生活センター、交番、警察署等との情報交換	10,000
安心安全部会合計				234,000

■ 自治会活性化部会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)	
I 「老いても、住みよい大歳に」……各団体、地区住民が支援する。					
1	高齢者支援体制の充実	見守り訪問活動の充実、組織の強化	見守りの仕組みづくり		
			市報配布時の安否確認の奨励 仕組みづくり		
2	高齢者の生活安全対策	声かけ運動の推進	ボランティアの育成等		
II 「子どもたちが、すくすく育つ大歳に」……温かく見守る。ふれあう機会をつくる。					
1	子どもの生活安全対策	交通指導	交通立哨の実施		
		見守り活動の強化・推進	見守り隊の結成による見守り活動への支援		
			青パト隊の検討		
3	みんなで声かけマナーアップ大作戦	地域と一体となった道徳教育の推進			
4	三世代交流事業の促進	地域住民総参加の行事づくり	子ども対象の活動に地区住民が参加、協力 自治会花壇づくり助成 上限20,000円 夏休みラジオ体操促進 各自治会への助成 上限10,000円	20,000 280,000	
			子ども会新規たち上げ支援 促進・助成金 20,000円(上限)	40,000	
III 「住民のみんなが参加する自治会にしよう」……自治振興会、地区社会福祉協議会がリード・サポートする。					
1	自治会(地域)の活性化	地域のふれあいを目的とした新規事業の立ち上げ	自治会活動への支援(1自治会1事業)上限20,000円 地域清掃、三世代交流、声かけ運動	300,000	
		自治会への加入促進	自治会加入促進のしおりを作成、配布	10,000	
5	地域の交通安全対策	交通安全	交通立哨 通学路の交通立哨の促進(登下校時の立哨) 交通安全手旗の配付	20,000	
6	地域の災害安全対策	防災意識の高揚	防災意識の啓蒙活動	50,000	
		防災の体制整備	自主防災体制の確立		
			防災委員(防災リーダー)の研修		100,000
			自主防災組織立ち上げ支援		10,000
			自主防災組織設立後の防災用具の購入支援 (10自治会×上限50,000円)		500,000
			防災機関との連携(市・県が開催する研修会参加)		50,000
土嚢を数箇所に分けて備蓄場所の確保 土嚢の詰め替え おとし災の日に点検・補充 (土嚢の袋代 20円×500枚)		10,000			

自治会活性化部会(つづき)

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
7	犯罪の起こりにくい環境の整備	明るいまちづくり	防犯灯の整備、新設(100基程度設置)	830,000
		環境美化クリーン作戦	大歳地区一斉清掃の実施(100円×2,500人)	250,000
			吉敷川・朝田川の土手整備の支援 (草刈りの支援)	
		清掃運動(春・秋)の徹底	啓蒙活動	
		交通安全	反射鏡の設置助成 (上限新設50,000円修復25,000円)	100,000
			団地内道路等の道路標示の助成 (2分の1補助・上限20,000円) 停止線、止まれ表示等	50,000
8	安心安全の地域づくり	意識啓発	ロゴ入り横断幕の作成、掲示	40,000
			自治会長研修会の実施	50,000
自治会活性化部会合計				2,710,000

■ 文化スポーツ部会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
Ⅲ 「住民のみんなが参加する自治会にしよう」……自治振興会、地区社会福祉協議会がリード・サポートする。				
2	体育、地区行事の推進活動	スポーツイベントへの住民参加促進	地域住民への参加の呼びかけ	
			大歳地区体育祭の充実	100,000
		三世代交流グランドゴルフ大会の開催	50,000	
		まつりへの住民参加促進	まつりの充実(おおとし夏まつり、大歳まつり)	150,000
3	文化活動の推進	大歳の史跡を大事にしよう	大歳の史跡、旧跡に案内をの設置 (50,000円×4箇所)	200,000
			史跡のマップづくりの資料収集 (案内板設置終了後マップ作成)	
文化スポーツ部会合計				500,000

■ 交流列車おおとし運営委員会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
Ⅳ 「地域の生活課題を、みんなで解決しよう」				
5	大歳駅の活用	活用方法の検討	交流列車おおとし運営委員会の設置・開催 委員会の開催 山口市大歳地域交流ステーションの管理運営 駐輪場の整備(舗装) (472,500円:@3,000円/m ²)	473,000
交流列車おおとし運営委員会合計				473,000

■ 広報委員会 ■

(単位：円)

No	活動名	活動内容	平成24年度実施内容	活動予算(案)
Ⅳ 「地域の生活課題を、みんなで解決しよう」				
3	各種の「たより」に情報を掲載	地域情報の収集・発信	「まちづくりかわら版おおとし」の発行(年6回) 各部会活動等の情報発信 各種啓発情報の発信 フルカラー1回×99,225円=99,225円 2色刷り 5回×77,962円=389,810円 広報委員会の開催(隔月2回 計12回)	490,000
			ホームページの充実 広報委員会の開催(毎月1回 計12回) 保守維持管理費用(年間105,000円)	105,000
広報委員会合計				595,000

合 計				5,102,000
-----	--	--	--	-----------

No.	事業内容		山口市	大歳自治振興会	大歳地区社会福祉協議会	
1	LED灯の防犯灯の設置などの支援	新設の補助	新設経費の2/3 限度額 36,000円(10円未満切捨) ※建柱が必要な場合10,000円を加算	地元負担金額の2/3 限度額 18,000円(100円未満切捨)	他の補助金を差し引いた金額の2/3 限度額 6,000円(100円未満切捨)	
		取替の補助 (本体の取替え)	蛍光灯⇒LED灯	取替え経費の2/3 限度額 36,000円(10円未満切捨)	地元負担金額の2/3 限度額 18,000円(100円未満切捨)	他の補助金を差し引いた金額の2/3 限度額 6,000円(100円未満切捨)
			LED灯⇒LED灯	取替え経費の2/3 限度額 36,000円(10円未満切捨)	地元負担金額の1/2 限度額 18,000円(100円未満切捨)	他の補助金を差し引いた金額の1/2 限度額 6,000円(100円未満切捨)
			地区社協が指定する幹線道路の防犯灯	取替え経費の2/3 限度額 36,000円(10円未満切捨)	地元負担金額の1/2 限度額 18,000円(100円未満切捨)	他の補助金を差し引いた金額の2/3 限度額 6,000円(100円未満切捨)
		修繕の補助		—	地元負担金額の1/2 限度額 18,000円(100円未満切捨)	他の補助金を差し引いた金額の1/2 限度額 6,000円(100円未満切捨)
地区社協が指定する幹線道路の防犯灯	—		地元負担金額の1/2 限度額 18,000円(100円未満切捨)	他の補助金を差し引いた金額の2/3 限度額 6,000円(100円未満切捨)		
2	蛍光灯の防犯灯の設置などの支援	新設の補助	新設経費の2分の1 限度額 21,000円(10円未満切捨)	—	—	
		取替の補助 (本体の取替え)	蛍光灯⇒蛍光灯	取替え経費の2分の1 限度額 21,000円(10円未満切捨)	—	—
3	防犯灯の電気料金の支援	LED灯の電気料金の補助		1灯につき 年間 1,000円	—	
			地区社協が指定する幹線道路の防犯灯	1灯につき 年間 1,000円	—	1灯につき 年間 1,200円 (ただし、10w未満は年間700円) ※市の補助対象となる防犯灯に限る
		蛍光灯の電気料金の補助		1灯につき 年間 1,000円	—	—
			地区社協が指定する幹線道路の防犯灯	1灯につき 年間 1,000円	—	1灯につき 年間 2,000円 ※市の補助対象となる防犯灯に限る
4	自主防災組織の育成などの支援	防災資機材整備の補助	資機材購入経費の2/3 限度額 200,000円(1,000円未満切捨) ※補助金を受けられるのは1回限り	資機材購入にかかる経費 限度額 50,000円	—	
		地域防災活動の補助 (啓発活動・訓練活動・研修活動)	地域防災活動経費の2/3 限度額 30,000円(1,000円未満切捨)	—	—	
5	清掃作業などの支援	自治会清掃ゴミの収集	自治会等の清掃作業で発生したゴミの収集 (不燃物、可燃物)	—	—	
		大歳地区一斉清掃の補助	—	参加者1人につき 100円	—	
6	ゴミステーションの建設などの支援	収納固定施設の建設の補助	建設経費の1/2 限度額 500,000円(100円未満切捨)	—	建設経費の1/4 限度額 50,000円(100円未満切捨)	
		収納移動容器の設置の補助	設置経費1/2 限度額 40,000円(100円未満切捨)	—	設置経費の1/4 限度額 20,000円(100円未満切捨)	
		散乱防止用品の購入の補助 (ネット・シート)	購入経費の1/2 限度額 20,000円(100円未満切捨)	—	購入経費の1/4 限度額 10,000円(100円未満切捨)	

※補助金や助成金を受けようとする場合は、事前に交流センターへ必ずご相談下さい。

「自治会への支援事業の紹介」(つづき)

平成24年度

No.	事業内容	山口市	大歳自治振興会	大歳地区社会福祉協議会
7	自治会集会所の 建設などの支援	建設経費の4/10 限度額 5,000,000円 限度額 1,000,000円(補修の場合) (1,000円未満切捨)	—	—
		登記経費の補助 限度額 100,000円(100円未満切捨)	—	—
8	法定外公共物等の 整備の支援	現物支給 真砂土、砕石、常温合材、モルタルなど ※地元関係者により補修する	—	—
		土木工事費の補助 (道路舗装・補修、水路の浚渫など)	—	事業費の1/2 ~ 10/10 限度額 500,000円 限度額 1,000,000円(農業用) (1,000円未満切捨) 地元負担金額の 1/3(民地のみの場合) 1/2(公地のみ又は公地と民地が混在の場合) 限度額 100,000円 (100円未満切捨) ※農業用の道路・水路工事は対象外
9	反射鏡や停止線の 整備の支援	反射鏡の新設の補助 (カーブミラー)	—	新設経費の1/2 限度額 50,000円(1,000円未満切捨)
		反射鏡の修復の補助 (カーブミラー)	—	修復経費1/2 限度額 25,000円(1,000円未満切捨)
		停止線の整備の補助	—	整備経費1/2 限度額 20,000円(1,000円未満切捨)
10	花壇の整備などの支援	整備活動の補助 (新規整備・継続整備)	—	新規整備にかかる経費 限度額 20,000円 苗・土・肥料購入経費の1/2 限度額 20,000円 (100円未満切捨) ※申請は各自治会…年1回 ※申請書提出期限…2月末
11	子ども会の 立ち上げなどの支援	立ち上げ経費の補助	—	新規立ち上げにかかる経費 限度額 20,000円
12	ふれあいいいきサロンの 立ち上げなどの支援	立ち上げ経費の補助	—	新規立ち上げにかかる経費 限度額 20,000円 ※経費の総額が40,000円を越えた場合に、 その越えた金額を補助
		運営経費・会場使用料の補助	—	【山口市社会福祉協議会の補助】 新規立ち上げにかかる経費 限度額 40,000円 【山口市社会福祉協議会の補助】 運営にかかる経費 限度額 月額 2,000円 会場使用料にかかる経費 限度額 月額 3,000円
13	自治会活性化に向けた 行事開催などの支援	新たな行事やイベントなどの開催補助 (1自治会1事業)	—	行事開催などにかかる経費 限度額 20,000円
14	三世代交流ラジオ体操 実施の支援	ラジオ体操実施の補助	—	ラジオ体操実施にかかる経費 限度額 10,000円 ※1自治会1事業との重複補助はできません

※補助金や助成金を受けようとする場合は、事前に交流センターへ必ずご相談下さい。

平成24年度各自治会にお願いする会費と募金について

会費・募金の名称	時期	平成24年度 目標額	平成23年度 実績額	備 考
大歳自治振興会 会費	5月	200円×世帯数	1世帯200円	大歳自治振興会規約第2条に規定
大歳地区社会福祉協議会 会費	5月	300円×世帯数	1世帯300円	大歳地区社会福祉協議会規約第6条に規定
大歳消防後援会 会費	6月	300円×世帯数	1世帯300円	大歳消防後援会会則第12条に規定
大歳地域交流センター後援会 会費	5～7 月	360円×世帯数	1世帯360円	大歳地域交流センター後援会規約第11条に規定
日本赤十字社資募金	5月	(任意) 一人あたり 普通社員500円以上 特別社員2,000円以上 で募集します。 500円未満の場合は、 寄付金扱いとなります。	募金実績額 1,450,050円	日本赤十字山口市地区長(市長)から大歳分區に目標額が提示されます。 23年度目標額は1,704,000円となっております。 自治会で予算化をされる場合は、1世帯あたり500円以上を希望します。
社会を明るくする運動募金	7月	(任意) 1世帯あたり 95円	募金実績額 300,225円	共同募金会山口支会長(市社協会会長)から目標額が毎年増額して示されます。
共同募金(赤い羽根募金)	10月	(任意) 1世帯あたり500円	募金実績額 1,986,230円	募金額の約半額が大歳地区の住民福祉対策費として配分され、大歳地区社会福祉協議会活動の重要な財源となっております。(歳末たすけあい募金は除く)
歳末たすけあい運動募金	12月	(任意) 1世帯あたり140円	募金実績額 511,190円	各自治会で予算化される場合は1世帯あたり3つ募金で750円程度必要と思われます。
緑の募金	3月	(任意) 1世帯あたり100円	募金実績額 331,641円	

*会費については平成24年度自治会等自治振興交付金申請の世帯数で算出します。

大歳地域LED防犯灯設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大歳地区内の自治会が、防犯上必要とするLED灯を使用した街路灯等（以下「LED防犯灯」という。）の新設、取り替え及び修繕（以下「設置事業」という。）を行う場合において、大歳自治振興会がその設置事業に係る経費を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助の対象は、自治会が維持管理するLED防犯灯とし、補助金の額は1灯につき18,000円を限度額として、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会が新たにLED防犯灯を設置する場合、事業費から山口市補助金を差し引いた地元負担金額の3分の2を補助する。
- (2) 自治会が既に設置している蛍光灯の防犯灯をLED防犯灯に取り替える場合、事業費から山口市補助金を差し引いた地元負担金額の3分の2を補助する。
- (3) 自治会が既に設置しているLED防犯灯を修繕または取り替える場合、事業費から山口市補助金を差し引いた地元負担金額の2分の1を補助する。

2 補助金の額は、前項の対象事業に係る経費とし、予算の範囲内で補助する。なお、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、LED防犯灯（設置・取り替え・修繕）事業費補助金交付申請書（様式第1号）を大歳自治振興会に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該工事の見積書の写し、設置場所の略図、領収書の写し及び山口市補助金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(補助金の決定)

第4条 大歳自治振興会は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、LED防犯灯設置工事の完成及びLED防犯灯設置箇所を確認した後、適正と認めるときは補助金額を決定し、LED防犯灯（設置・取替え・修繕）事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により通知を受けた申請者は、速やかに請求書(様式第3号)を大歳自治振興会に提出し、大歳自治振興会は速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第6条 大歳自治振興会は、この要綱による補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象外の目的に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(設置後の維持管理)

第7条 LED防犯灯設置後の維持管理費は、当該LED防犯灯を設置した自治会が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、大歳自治振興会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

大歳地域LED防犯灯設置費補助金交付要綱事務取扱要領

- 1 要綱第1条中の「防犯上必要とするLED灯を使用した街路灯等」の基本的な定義は次のとおりとする。
 - (1) LED灯設置のもので、商業目的設置を除く。
 - (2) LED灯の仕様・規格等は次の条件をすべて満たすものとする。
 - ①防犯灯の照度基準がクラスB以上であること。
 - ②器具取付間隔が25m以上対応可能なものであること。
 - ③消費電力が20w未満で、電力会社申請入力容量が20VA未満であること。
 - ④光源寿命が6万時間以上であること。
- 2 要綱第2条中において、新設、取替えまたは修繕を2灯以上同時に実施したときは、1灯ごとに要した対象経費を明らかにしなければならない。

※参考 防犯灯照度基準

クラスA…4m先の歩行者の顔の概要が識別できる明るさ

(平均水平面照度5ルクス以上、鉛直面照度の最小値1ルクス以上)

クラスB…4m先の歩行者の挙動・姿勢などが分かる明るさ

(平均水平面照度3ルクス以上、鉛直面照度の最小値0.5ルクス以上)

大歳地域反射鏡設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は交通事故防止のために、反射鏡を設置、又は修復しようとする町内会等に対し、大歳自治振興会（以下「自治振興会」という。）が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる反射鏡は、里道及び二戸以上が使用する私道等に町内会等が設置するものとする。

(補助率)

第3条 毎年予算の範囲内で、当該事業に要した経費の50%以内を交付する。ただし、新設については上限を5万円、修復については上限を2万5千円とする。

2 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする町内会等（以下「申請者」という。）は工事着手前に反射鏡設置等補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて自治振興会に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 経費の明細書（見積書）

(3) 道路占用許可証（公道に設置する場合）又は所有の同意書（私有地に設置する場合）

(交付の決定)

第5条 自治振興会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、反射鏡設置等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 前条の規定により通知を受けた申請者は、設置又は修復を完了したときは、反射鏡設置等完了報告書（様式第3号）に次の書類を添えて自治振興会に提出しなければならない。

(1) 施工業者発行の領収書又は請求書の写し

(2) その他自治振興会が必要と認めるもの

2 申請者は、工事代金を施工業者に支払う前に補助金の交付を受ける場合は、補助金の交付を受けた後速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを自治振興会に提出するものとする。

(補助金額の確定及び交付)

第7条 自治振興会は、前条の完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、反射鏡設置等補助金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、確定額が第5条の交付決定の額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項の確定を受け、申請者は、請求書（様式第5号）を自治振興会に提出し、自治振興会は速やかに補助金を交付するものとする。

(取消又は返還)

第8条 自治振興会は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。

(2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治振興会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

大歳地域法定外公共物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大歳地域法定外公共物等整備事業（以下「事業」という。）を行う地元関係者に対して、大歳自治振興会（以下「自治振興会」という。）が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 法定外公共物とは、山口市が所有する河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路（道路側溝を含む）及び日常生活道路として公共性のある道路をいう。
- (2) 補修工事とは、道路の改良工事ではなく、壊れた箇所をもとの状態にする工事をいう。
- (3) 舗装工事とは、舗装の新設及び全面補修（オーバーレイ）工事をいう。
- (4) 全面補修（オーバーレイ）とは、現道舗装のはぎ取り等は行わず、現舗装の上に新たに舗装をすることをいう。
- (5) 水路工事とは、水路の補修及び改良などを行う工事をいう。
- (6) 浚渫工事とは、水路に堆積している土砂などを撤去する工事をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に自治振興会が必要と認めるときは、市と協議の上で事業の対象とすることができる。

(交付の額)

第4条 交付の額については、予算の範囲内で対象経費に別表に定める交付割合を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 一件当たりの補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 道路の舗装工事について、山口市教育委員会が通学路として認める道路は、前項の限度額内で10万円を上限に補填する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地元関係者（以下「申請者」という。）は、法定外公共物等整備事業交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて自治振興会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費の明細書（見積書の写し／原則として2者以上）
- (3) 法定外公共物占用等許可決定通知書又は申請書の写し（添付書類を含む）
- (4) その他自治振興会が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 自治振興会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認

めるときは、補助金交付の決定を行い、法定外公共物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の対象となった事業が完了したときは、法定外公共物等整備事業完了報告書（様式第4号）に次の書類を添えて自治振興会に提出しなければならない。

- （1）施工業者発行の領収書又は請求書の写し
- （2）法定外公共物占用等完了届の写し（添付書類を含む）
- （3）その他自治振興会が必要と認めるもの

2 申請者は、工事代金を施工業者に支払う前に補助金の交付を受ける場合は、補助金の交付を受けた後速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを自治振興会に提出するものとする。

（補助金額の確定及び交付）

第8条 自治振興会は、前条の法定外公共物等整備事業完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、法定外公共物等整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、確定額が第6条の交付決定の額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項の確定を受け、申請者は、請求書（様式第6号）を自治振興会に提出し、自治振興会は速やかに補助金を交付するものとする。

（取消又は返還）

第9条 自治振興会は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- （1）提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- （2）交付金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- （3）その他不正な行為があったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治振興会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。